

春日市開発行為等整備要綱 フローチャート

フロー（手続きの流れ）		手 続 ・ 内 容	申請者 / 相手方	様式（提出・発行）	期限・タイミング／備考
1	事前調査（協議開始）	都市計画課で打合せを行い、要綱・技術基準の説明を受ける。 案件の適用可否、必要な協議先、準備すべき図書や様式の指示を確認する。 関係各課と協議を開始し、事業の要件の詳細を確認する。	申請者 ↔ 都市計画課 関係各課	—	都市計画課と打合せ後、 <u>道路管理課、環境課、下水道課、用地課</u> と事前協議を開始し、「 6 事前協議書の提出 」までに調整を図ってください。
2	自治会長への説明・住民説明準備（第5条）	関係自治会の代表者（自治会長）に計画概要を説明し、周辺住民への説明について対象範囲・実施方法・説明内容（日影や電波障害等）を具体的に取り決める。	申請者 → 自治会長	—	—
3	周辺住民への事前説明（第5条）	周辺住民に対し、計画の目的・配置・規模・工事時期、想定される影響（日影・電波障害等）を分かりやすく説明し、理解を得る。説明後は事前説明報告書（様式第3号）を作成。必要に応じて地元と工事協定を締結する。個別説明で説明会の要望があれば自治会長と調整して開催。事前協議完了後に求められた場合にも説明対応する。	申請者 → 周辺住民	提出：事前説明報告書（様式第3号）	—
4	公共施設等に関する協議	消防、上水道など関係機関と個別に協議する。 消防：春日・大野城・那珂川消防組合／上水道：春日那珂川水道企業団。	申請者 → 関係機関	—	—
5	標識設置	開発等の区域内の見やすい場所に『予定建築物のお知らせ』（様式第5号）を設置する。設置後は速やかに、かつ事前協議書提出の14日前までに標識設置報告書（様式第6号）を提出する。	申請者 → 市役所	設置：予定建築物のお知らせ（様式第5号） 提出：標識設置報告書（様式第6号）	事前協議書提出の14日前までに報告書提出
6	事前協議書の提出	開発行為等事前協議書（様式第1号）と関係図面一式をA4フラットファイル綴じで2部提出する。このとき事前説明報告書（様式第3号）を添付する。都市計画法の開発行為に該当する場合は、福岡県の都市計画法第32条協議関係様式も併せて提出する。代理人に委任する場合は、業務内容を記した委任状（任意様式・押印）を添付する。	申請者 → 市役所	提出：開発行為等事前協議書（様式第1号） + 事前説明報告書（様式第3号）	都市計画法32条協議が必要な場合は県様式も提出／代理の場合は委任状（任意様式）添付
7	各課意見調整・協議	都市計画課が関係各課の意見を取りまとめ（目安：約14日）、必要に応じて担当各課と協議を行い、指摘事項や条件等を調整する。	申請者 ↔ 市担当課	—	目安：約14日
8	事前協議済通知・協定締結	各課協議の完了が確認できたら、事前協議済通知書（様式第7号）が交付される。案件の性質に応じてた協定書を締結する。	申請者 ↔ 市役所	発行：事前協議済通知書（様式第7号）	案件によっては協定書締結不要となる場合があります。
9	建築確認申請・工事着手	那珂県土整備事務所または（公財）福岡県建築住宅センターに建築確認申請を行う場合は、市で副申となる。民間の指定確認検査機関へ申請する場合は、市を経由する必要はない。工事期間中は安全管理等に十分留意する。	申請者 → 確認機関	—	—
10	完了届の提出	工事完了後、速やかに工事完了届出書（様式第8号）を提出し、完了検査の手続きを進める。	申請者 → 市役所	提出：工事完了届出書（様式第8号）	—
11	完了検査の実施	協議事項や技術基準への適合状況を検査し、適合と認められた場合は工事完了検査済通知書（様式第9号）が発行される。	市役所 → 申請者	発行：工事完了検査済通知書（様式第9号）	—
12	公共施設等の引継書提出	都市計画法上の開発行為で道路等の公共施設の帰属がある場合、関連図書を添えて公共施設等引継書（様式第12号）および公共施設等引継調書（様式第13号）を提出する（登記事項証明書、登記承諾書、印鑑証明書等を添付）。	申請者 → 市役所	提出：公共施設等引継書（様式第12号） + 公共施設等引継調書（様式第13号）	—